

父となる日

イクメンという言葉の流行が示すように、男性の育児参加に対する関心が高まっています。これから出産や育児を経験する方の多い若い世代は、男性の積極的な育児参加を当然として受け止めている人も多くいることでしょう。

その一方で、日々の仕事や生活に追われ時間的な余裕を生み出すことができず、具体的に何をすればいいんだろうという漠然とした不安を抱えている人もいるのではないだろうか。男性が初めて親となる時、「子どもにとって良い父、育児に協力的な良い夫となれるだろうか」とか、「妻が妊娠し、おなかをみるみる大きくなるというのに親になるという自覚が全く芽生えてこない」といった多くの不安に苛まれます。

そもそも男性はいつから父親になるのでしょうか。女性は妊娠中から我が子がお腹の中で日に大きくなるのを実感することで、日々母性を育んでいきま

す。しかし、男性は女性のお腹に手を当てた時にわずかに感じる胎動からでしか、その存在を知る術がありません。

大分県看護科学大学の田中美樹氏らが3歳未満の子どものいる父親を対象に行った調査によると、妊娠が分かったときに父親であることを自覚した人はわずか5・7%で、多くは「子どもを初めて見たとき」「初めて抱っこをしたとき」など、赤ちゃんと触れ合いを通じて父親になった自覚を持つそうです。まずは目で見て、肌に触れて、少しずつ父になっていくのですね。

最近では出産に立ち会い、親になる最初の一步を妻と共に踏み出そうとする男性が増えているようです。夫婦が共に考え、育児に臨もうとする姿勢はそうしたところから育まれるのかもしれないですね。そうして「妻の代わり」という意識が無くなったとき、初めて男性の育児への参加が始まるのかもしれないね。

〈他人事じゃない!? 怖~いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課広報広聴係(内線185)

突然の電話勧誘にご注意を!

(事例)

「以前ご購入いただいた健康食品の新製品が出ました。一度試してみませんか」

「毎年ご購入いただいているカニの今年度の販売が始まりました」

こんな電話が不在の家族宛てにかかってきたので代わりに話を聞いた。よく分からないのであいまいに返事をしておいた。後日、宅配便で荷物が届いたため中身を確認したら請求書が入っていた。購入したつもりはないが、電話でどんな話をしたのかはつきり覚えていない。

電話での勧誘による商品の購入は、特定商取引法の電話勧誘販売に該当し、書面受領日から8日間のクーリングオフ期間があります。状況があいまいでも、実際に電話で勧誘を受け購入していますので、クーリングオフが可能です。

クーリングオフは、無条件で契約が解除できる消費者にとって心強い権利です。期限の定めがあるため、不安に思ったらすぐにご相談ください。また、クーリングオフ期間が過ぎて、他の方法により契約の取り消しが検討できます。

消費生活相談窓口

日時 月~金曜日 午前9時~午後4時(予約優先)

場所 市役所1階 広報広聴係

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

